

# ○小田原市総合戦略有識者会議開催要項

(平成27年4月14日)

## 小田原市総合戦略有識者会議開催要項

### 1 目的

小田原市総合戦略の策定と推進に当たり、様々な立場からの意見を頂くことを目的として、産業界、行政機関、学識者、金融機関、労働団体等によって構成される小田原市総合戦略有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

### 2 検討事項

会議の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 小田原市総合戦略
- (2) その他市長が必要と認める総合戦略に関連する事項

### 3 構成員

会議は、次の各号に掲げる者によって構成する。

- (1) 産業に関連する団体において選出された者
- (2) 小田原市役所職員
- (3) 学識者
- (4) 金融機関職員
- (5) 労働団体職員
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

### 4 会議

- (1) 会議には、座長1人を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 会議は、小田原市長が招集し、座長が主宰する。

### 5 開催予定

会議は、必要に応じ開催する。

### 6 会議及び資料の公開

会議及び資料等は、原則として公開する。ただし、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）第24条ただし書に規定する場合は除く。

### 7 会議の庶務

会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

### 8 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附則

この要項は、平成27年6月5日から施行する。